

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 若槻ホーム別館 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若槻ホームが設置する若槻ホーム別館短期入所生活介護(以下「事業所」という。)において実施する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する市町村や介護保険サービス事業者、保健医療サービス機関等と密接な連携を図るものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 若槻ホーム別館短期入所生活介護
- (2) 所在地 長野市上野1丁目1462-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)
利用者の診療、健康管理及び保健指導にあたる。
- (3) 生活相談員 1名以上
利用申込みに関わる調整・相談・関係機関との連絡調整及び利用者又はその家族に対しての相談に適切に応じ、必要な助言と援助調整業務に従事する。
- (4) 介護職員 4名以上
利用者の生活全般についての介護業務を行う。
- (5) 看護職員 1名以上
利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (6) 管理栄養士 1名以上
給食献立の作成、栄養ケア計画の策定及び栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
利用者の身体状況に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

(サービスの内容)

第6条 事業所のサービス内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事・入浴・排泄その他日常生活上の介護。
- (2) 栄養並びに利用者の心身状況及び嗜好を考慮した食事の提供。
- (3) 適切な健康管理。
- (4) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- (5) 利用者及びその家族に対しての各種相談、助言その他必要な援助。
- (6) 教育娯楽及びレクリエーション活動の提供。
- (7) 地域及び家族との交流の機会の確保。

2 利用者へのサービス提供は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重しながら、利用者の自立した生活を支援することを基本とし、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、生活様式及び生活習慣が居宅生活と連続したものとなるよう努める。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 長野市若槻・浅川・吉田・三輪・古里・豊野町の地域

(サービス計画の作成)

第8条 事業所の管理者は、相当期間以上（おおむね4日以上）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、必要部署と協議のうえ、サービスの目標、目標達成のための具体的サービス内容を記載した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成を担当職員に担当させることとする。

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス計画書は、居宅サービス計画の内容に沿って作成し、必要に応じて変更する。

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得るとともに交付する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他の費用として、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 利用の額、その他の費用の額は、別に定める「重要事項説明書」に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて入所させない。

2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲水に供する水について、衛生的な管理に努める。

3 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。

- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。また、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うとともに、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス計画書に基づき、機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助を行う。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、期間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し同意を得る。

(サービス利用者側の留意事項)

第 11 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用する際、利用者は生活上のルール、設備の利用留意事項を守り、サービスの提供を受けることとする。

- (1) 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこと。
- (2) 施設内にペットの持ち込み及び飼育を行わないこと。

(サービスの中止)

第 12 条 事業者は、サービスの提供を受けようとする利用者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどにより、サービス提供を継続しがたい事情を生じさせた場合、サービスの提供を中止することができるものとする。

(面会)

第 13 条 外来者が利用者と面会しようとするときは、事務所に面会の向きを告げ、氏名その他の事項を面会者カードに記載し面会すること。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 事業者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 事業者は利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業者は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 事業者は、非常災害等に対して具体的な消防計画等を策定し、職員及び利用者が参加する通報及び避難訓練を年 2 回以上実施する。なお、そのうち 1 回以上は夜間を想定した訓練を実施することとする。
- 3 施設の非常災害設備は定期的に自主的及び専門業者により定期的に点検を行う。

- 4 事業者は、関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知する。
- 5 事業者は、災害等に備え3日以上の非常食を備蓄することとする。

(苦情処理)

第16条 利用者からの相談、苦情については窓口、担当者を設置し、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情に対して迅速かつ適切に対応する。

(虐待防止)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底する。
- (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
- (3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除き身体拘束を行わないこととする。やむを得ず身体拘束を行う場合は、別に定める身体拘束マニュアルを順守することとする。

(褥瘡予防対策)

第19条 事業者は、利用者に対し褥瘡予防対策として指針を定めるとともに、その発生を防止するために医療・介護・栄養関係者等が協力し適切な介護に努める。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する施設サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

2 施設は、事故防止委員会を設置して、事故の分析、改善策等を話し合い関係職員に周知させることとする。また、事故防止委員会はヒヤリハット集計を行い事故防止に向けた対策を話し合い、利用者の安全確保に努めることとする。

(感染症対策)

第21条 施設は、感染症対策として次の事項を行うこととする。

(1) 感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐために事故防止委員会等の会議を定期的に開催し、議事内容等を職員に周知する。

(2) 各種感染症に対するマニュアルを整備するとともに、定期的に職員研修会を開催する。

2 施設内において感染症の発生又は発生が疑われる場合には、あらかじめ定められた感染対応マニュアルに沿って適切に対応する。また、必要に応じて保健所若しくは関係市町村の指導助言を得るものとする。

(守秘義務)

第 22 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。また、退職後も同様とする。

(記録の整備)

第 23 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するにあたり次にあげる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス計画書
- (2) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る記録
- (3) 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束に関する記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に関する記録
- (5) 苦情内容等に関する記録
- (6) 事故及び事故に際し採った処置に関する記録

(その他運営に関する留意事項)

第 24 条 職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(改正)

第 25 条 この規程の改正・廃止するときは、社会福祉法人若槻ホーム理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日改正